

〔太閤記〕藤吉郎殿薪奉行之事

信長公常に民の飢寒をあはれみ思召故に、鑄銖を盡さず、漫に財用を費ばず、たゞ民間を賑さんと欲し給ふ故、炭薪の費一年の分、何程にかと其奉行に問給へば、千石有餘也と答へ奉る、いかゞ思召けん、奉行をかへよと村井に被仰付しに、誰彼と指圖申候へ共、用ゐ給はず、藤吉郎を召て、今日より炭薪之入用、汝沙汰し能にはからひ、一兩年裁據致し見べきむね、仰付られしかば、翌日よりみづから火をたき、多くの圍爐をせんさくし、一ヶ月の分を勘辨し、一年の分をかながへみるに、右の三分一にも不及程なれば、近年千石ばかりは無左としたる費益もなき事なりとて、秀吉千悔し、翌年正月廿日炭薪のついで、往年の勘辨かくのごとく、の旨御そば近く寄て申上しかば、御氣色も且よろしく見えにけり、秀吉申上けるは、他國の守護は山に付ては炭薪、海邊は其便に順て貢し奉るやうに聞え申候、されば國中の里々大木生茂れり、一村より一本づ、貢し候へと仰付られなば、いと安き事になん有べしと申上しかば、兎も角も能に計ひ申べしといへども、百姓等いたまざるやうに價をつかはすべきむね、仰けるに因て、それ／＼に價をつかはしけり、

〔憲教類典五之十五下江戶町觸〕寛保三亥年十月

一薪高積之儀、先年々御觸も有之候處、近き頃は所々にて高積致し候、其上道へ積出し往來之障り、罷成候由相聞不届に候、自今道へ積出し候義は勿論、高く積申間敷候事、

〔宇津山記〕ある人に、文のつゐで、としの暮の約有しを、はしがきに、

年の暮茶炭薪と山のいもとねてのよなく、むつごとにして、やがていろ／＼もて來りぬ、草庵の旦那安元、歳暮の數々注文に、

炭二籠薪廿把つと二つ大根牛房かへしをぞ待、なにもかへしすべきなし、
草の庵かすく、君が心ざしをき所なき年の暮哉